

チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について 新旧対照表

新	旧
<p><u>平成27年度</u>チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について</p> <p>1. 試験対象機種 国が定める安全基準及び欧米の基準に適合した乳児用及び幼児用の製品（汎用または準汎用力テゴリーのものに限る。）とする。</p> <p>2. 試験対象機種の選定 チャイルドシート製作者等の<u>平成26年4月1日から平成27年9月末</u>までの出荷台数調査を基に、以下の方法で補正した年間出荷台数1,000台以上の製品を基本に、前面衝突試験数（12試験程度）を上限とし、これを考慮して年間出荷台数の上位のものから選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出荷台数調査による実績をベースに1年間の出荷台数に補正する。 (2) ニューモデルについては、販売後から<u>平成27年9月末</u>までの出荷台数調査による実績を1年間の出荷台数に補正する。 (3) 最近モデルチェンジしたものは、双方を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① モデルチェンジ前の製品は、<u>平成27年4月1日</u>からモデルチェンジまでの出荷台数調査の実績を1年間の出荷台数に補正する。 ② モデルチェンジ後の製品は、販売後から<u>平成27年9月末</u>までの出荷台数調査による実績を1年間の出荷台数に補正する。 <p>3. 試験対象機種からの除外 選定された機種であっても、以下に該当するものは試験対象機種から除外するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) これまでにアセスメントを実施した製品 (2) <u>平成27年10月末</u>時点で市場にて購入できない製品 (3) 1メーカーあたり3機種を上限に選定 <p>4. 2.の規程に関わらず、チャイルドシート製作者等から申し出があった機種や検討の結果、特に必要と認められた機種は選定する。</p>	<p><u>平成26年度</u>チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について</p> <p>1. 試験対象機種 国が定める安全基準及び欧米の基準に適合した乳児用及び幼児用の製品（汎用または準汎用力テゴリーのものに限る。）とする。</p> <p>2. 試験対象機種の選定 チャイルドシート製作者等の<u>平成25年4月1日から平成26年9月末</u>までの出荷台数調査を基に、以下の方法で補正した年間出荷台数1,000台以上の製品を基本に、前面衝突試験数（12試験程度）を上限とし、これを考慮して年間出荷台数の上位のものから選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出荷台数調査による実績をベースに1年間の出荷台数に補正する。 (2) ニューモデルについては、販売後から<u>平成26年9月末</u>までの出荷台数調査による実績を1年間の出荷台数に補正する。 (3) 最近モデルチェンジしたものは、双方を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① モデルチェンジ前の製品は、<u>平成26年4月1日</u>からモデルチェンジまでの出荷台数調査の実績を1年間の出荷台数に補正する。 ② モデルチェンジ後の製品は、販売後から<u>平成26年9月末</u>までの出荷台数調査による実績を1年間の出荷台数に補正する。 <p>3. 試験対象機種からの除外 選定された機種であっても、以下に該当するものは試験対象機種から除外するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) これまでにアセスメントを実施した製品 (2) <u>平成26年10月末</u>時点で市場にて購入できない製品 (3) 1メーカーあたり3機種を上限に選定 <p>4. 2.の規程に関わらず、チャイルドシート製作者等から申し出があった機種や検討の結果、特に必要と認められた機種は選定する。</p>